CORPORATE GOVERNANCE

TOSHIBA TEC CORPORATION

最終更新日:2015年7月24日 東芝テック株式会社

代表取締役社長 池田 隆之

問合せ先:経営企画部 広報室長 水野 隆司(TEL03-6830-9151)

証券コード:6588

http://www.toshibatec.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスについては、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めて行くための重要な経営政策と認識し、経営の効率性及び透明性の向上、取締役会及び監査役(会)の機能の強化等を図るため、各種の施策に取り組んでおります。

当社は、監査役制度の下で執行役員制度を導入し、「監督・意思決定に係る機能」と「業務執行に係る機能」の分離等を図るとともに、取締役の員数の適正化を図り、意思決定の迅速性・機動性の向上に努めております。併せて、経営の透明性の確保を企図して、原則、社外取締役及び社外監査役を登用するとともに、経営責任の明確化及び経営環境の変化への迅速な対応を企図して、取締役の任期を1年としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)東芝	144,137,507	50.02
シー エム ビー エル, エス エー リ. ミューチャル ファンド	7,259,000	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	5,131,256	1.78
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	4,942,000	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託ロ9)	4,791,000	1.66
ジェーピー モルガン チェース バンク 385632	4,014,000	1.39
第一生命保険(株)	3,643,000	1.26
東芝テック社員持株会	3,611,270	1.25
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE	3,500,000	1.21
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524	3,265,000	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

(株)東芝 (上場:東京、名古屋) (コード) 6502

補足説明更新

【大株主の状況】は、2015年3月31日現在の状況です。上記のほか、自己株式が13,561,637株(割合4.71%)あります。

2015年2月19日付でシュローダー・インベストメント・マネジメント(株)及びその共同出資者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドから大量保有報告書の写しの送付があり、2015年2月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記【大株主の状況】には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

・氏名又は名称:シュローダー・インベストメント・マネジメント(株)

所有株式数: 12,407,000株(割合4.31%)

・氏名又は名称:シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

所有株式数:3,360,000株(割合1.17%)

2015年4月22日付でシュローダー・インベストメント・マネジメント(株)及びその共同出資者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドから大量保有報告書に関する変更報告書の写しの送付があり、2015年4月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記【大株主の状況】には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

・氏名又は名称:シュローダー・インベストメント・マネジメント(株)

所有株式数:13,583,000株(割合4.71%)

・氏名又は名称:シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

所有株式数:5,123,000株(割合1.78%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

(株)東芝及び東芝グループ各社との取引関係については、市場価格等を勘案して交渉の上、一般的な取引条件に基づき決定しております。また、東芝グループ内リソースの効率的活用の観点から、研究開発委託、業務委託などの各種契約を締結しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社は(株)東芝であり、同社は当社の議決権を52.9%(内、間接所有0.1%)所有しております。

当社は、東芝グループにおいて、リテールソリューション事業及びプリンティングソリューション事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動など、(株)東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にありますが、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。

また、当社の子会社の内、国際チャート(株)は国内の金融商品取引所に上場しておりますが、上場子会社としての独立性を維持・確保するため、企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項を除き、原則として個別に経営事項について指示することはしておりません。

■経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <mark>更新</mark>	7名
社外取締役の選任状況 <mark>更新</mark>	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役(社内2名、社外2名)による業務監査、会計監査人による会計監査、経営監査部門(8名)による内部監査を実施いたしております。監査役、会計監査人及び経営監査部門は、年間予定、業務報告等の定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時意見・情報交換等を行い、相互の連携を高めております。また、監査役、会計監査人及び経営監査部門は、内部統制関連部門との間で必要に応じ随時意見・情報交換等を行っております。

なお、会計監査は新日本有限責任監査法人に依頼しており、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については 下記のとおりです。

・業務を執行する公認会計士の氏名(カッコ内は継続監査年数)

指定有限責任社員 業務執行社員 石川達仁(1年)、南山智昭(6年)、稻吉 崇(2年)

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)

正友		会社との						:の関	月孫(※)					
氏名	属性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-1	m
大内 猛彦	弁護士													
松本 俊彦	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- % 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「 Δ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大内 猛彦	O	弁護士(現在) あたご法律事務所 所長(現在)	大内氏の弁護士として長年培われた豊富な経験、見識等を当社の業務執行の監査等に活かすため、社外監査役として選任しております。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
松本 俊彦			松本氏の豊富な経験、見識等を当社の業務執 行の監査等に活かすため、独立性の有無に拘 らず、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

賞与については、経営施策達成度、収益性及び成長性等を評価指標とした業績連動型となっております。

また、役員退職慰労金制度を廃止し、社内取締役及び執行役員については、原則として、役員退職慰労金制度に代えて、株式報酬として新株 予約権を割り当てる制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び執行役員については、原則として、役員退職慰労金制度に代えて、株式報酬として新株予約権を割り当てる制度を導入し、報酬と株価との連動性を高め、株主の皆様と利害を共有することで、株価上昇及び業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図っております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

ホームページに、有価証券報告書、事業報告を掲載しております。

2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)の役員区分ごとの報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額(単位:百万円)

	和酬寺の総領	奉 个和简	休式報酬望新休卫剂惟	貝 子
取締役 9名	155	132	23	_
(社外取締役を除く)				
監査役 2名	33	33	_	_
(社外監査役を除く)				
社外役員 1名	3	3	_	_

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

前述の「インセンティブ関係」をご参照下さい。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

原則、社外取締役については総務部が、社外監査役については監査役室(専従スタッフ)がサポートしております。また、経営の透明性の確保を企図して、必要に応じ随時意見交換、情報の伝達、会議における資料の事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更無

(1) 現状の体制の概要及び現状の体制を採用している理由

当社は、監査役制度の下で執行役員制度を導入し、「監督・意思決定に係る機能」と「業務執行に係る機能」の分離等を図るとともに、取締役の員数の適正化を図り、意思決定の迅速性・機動性の向上に努めております。併せて、経営の透明性の確保を企図して、原則、社外取締役及び社外監査役を登用するとともに、経営責任の明確化及び経営環境の変化への迅速な対応を企図して、取締役の任期を1年としております。

取締役会にて選任された執行役員は、取締役会が決定した経営の基本方針及び重要な事項に従い、業務執行を行っております。

経営監視面では、取締役(7名)による業務執行の監督、監査役(社内2名、社外2名)による業務監査、会計監査人による会計監査を実施するとともに、経営監査部門(8名)による内部監査を実施しております。

(2)監査役の機能強化に係る取組み状況

当社は、監査役の職務を補助するため「監査役室」を設置するとともに、監査役の職務を補助させる従業員の人事について監査役と事業協議を行うこととしております。また、当社は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行うとともに、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供しております。

監査役は、会計監査人及び経営監査部門(内部監査部門)と、年間予定、業務報告等の定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時意見・情報交換等を行い、相互の連携を高めております。また、監査役は、内部統制関連部門との間で必要に応じ随時意見・情報交換を行っております。 (3)責任限定契約の状況

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。

当社は、社外監査役、大内猛彦氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制により当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能していると判断しているため、現状の体制を選択しております。

//// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則、株主総会開催日の3週間以上前に発送することとしております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の株主様は、(株)ICJの提供する議決権電子行使プラットフォームを利用いただけます。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を作成し、(株)東京証券取引所のWEBサイト(東証上場会社情報サービス)などで提供しております。
その他	定時株主総会では、事業概況等をビジュアル化して報告することにより、出席された株主様 に、よりわかりやすく、より深く当社を理解いただけるよう、努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、公表しております。ディスクロージャーポリシーの内容は、後記の「その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」をご参照下さい。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	第2四半期決算及び期末決算に係る説明会を開催し、CFOがその概要説明 を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURLは、以下のとおりであります。 http://www.toshibatec.cojp/ir/ ホームページに、決算情報、適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、ビジネスレポート、株主総会情報等の投資家向け情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR事務連絡責任者は、経営企画部広報室長であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	ステークホルダー(お客様、社員、社会、環境、株主)に対する東芝テックグループの意志と決意を表明したグループ経営理念「私たちの約束」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR推進センターを設置し、法令遵守、お客様満足、人権尊重、社会貢献、環境保全など、CS Rに関連する諸活動を体系化し、活動を進めております。また、毎年CSR報告書を発行して活 動内容を開示するとともに、ホームページ(http://www.toshibatec.co.jp/csr/)にCSR活動に関 する情報を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社グループ全ての役員・従業員がとるべき行動規範としてグループ行動基準を制定し、情報開示に関して「お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、経営方針、財務データ等の企業情報を、適時かつ適切に開示します。」と定め、この周知徹底、実践にグループー体となって取り組んでおります。

W内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守、資産の保全という観点から、内部統制システムの充実に努めております。

当社は、取締役会決議に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備するとともに、当社子会社についても当社に準じて内部統制システムの整備を行うこととしております。

【 当社グループの業務の適正を確保するための体制 】

- (1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 取締役会は、定期的に取締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に随時取締役会で報告させる。
- イ. 取締役会は、経営監査部門長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。
- ウ. 監査役は、定期的に取締役及び執行役員のヒアリングを行うとともに、経営監査部門長から経営監査結果の報告を受ける。
- エ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役及び執行役員から直ちに報告を受ける。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役及び執行役員は、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要 書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
- イ. 取締役及び執行役員は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取締役、執行役員及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. Chief Risk-Compliance Management Officer(以下、CROという。)は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。
- イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。
- イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
- ウ. 取締役及び執行役員は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
- オ、取締役及び執行役員は、事業月例報告会等により当社グループの年度予算の達成フォローを行うとともに、適正な業績評価を行う。
- カ. 取締役及び執行役員は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用する。
- (5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「グループ行動基準」を遵守させる。
- イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
- ウ. 取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」に明記する。
- (6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。
- イ 子会社は、「グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。
- ウ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
- エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
- オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役の監査体制を構築する。
- カ. 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況及びリスク管理等を含む経営監査を実施し、子会社に対し、必要に応じ東芝セルフアセスメントプログラムによる自主監査を実施させる。
- キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。

【監査役の職務の執行のために必要なもの】

- (7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置する。
- (8)前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。当該従業員は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- (9)監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役、執行役員、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行う。
- イ、国内の子会社は、「グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告をする。
- ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- (10)監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 監査役に報告をした当社グループの役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。
- (11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- (12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- イ. 取締役、執行役員、従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査役に都度報告する。
- エ、監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ.取締役及び執行役員は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。
- キ. 取締役及び執行役員は、経営監査に係る「セルフ・アセスメント・プログラム」の実施結果を監査役に都度報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による事業活動への関与防止及び当該勢力による被害防止を図るため、内部統制システムの一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた体制整備を行っております。

(1)統制環境の整備

1997年12月、取締役会にて反社会的勢力との関係根絶を決議し、適法かつ適正な事業活動を妨げる反社会的勢力からの接触への対応を行っております。

また、2006年7月、反社会的勢力との関係根絶に向けた対応を強化するため、反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶する旨を「グループ行動基準」に明記するとともに、その趣旨を反映した条項を標準契約書に追加するなどの施策を実施いたしました。2008年4月には、「渉外監理基本規程」を制定し、渉外監理総括責任者の設置を含む管理体制の充実、対応方針の明確化を図っております。

(2)リスク評価の徹底

反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶する旨を「グループ行動基準」に明記することにより、反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。

また、「グループ行動基準」冊子の配布、同基準の教育の継続的実施などにより、反社会的勢力との関係根絶を役員・従業員に徹底しております。

(3)統制活動の推進

反社会的勢力との接触の禁止を徹底する観点から、渉外監理部門が中心となって、反社会的勢力への対応要領の整備、教育の継続的実施など、役員・従業員に対する啓蒙活動を推進しております。

また、「グループ行動基準」に同基準違反者に対する懲戒規定を設け、同基準の遵守徹底を図っております。

(4)情報伝達の明確化

渉外監理部門が関係情報の収集・伝達を行い、関係者への周知徹底を図っております。

また、警察、弁護士、全国暴力追放運動推進センター等(以下、外部専門機関という。)との連絡窓口を定めて情報伝達を円滑に行うことにより、 反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

(5)監視活動

反社会的勢力排除に向けた管理体制下で自主監査を行っている他、監査役の往査・ヒアリング、経営監査部門の内部監査などによる監視を実施しております。

(6)外部との緊密な関係構築

反社会的勢力からの接触に備え、外部専門機関と適宜情報交換を行うなど、外部専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

今後も社会環境・法制度等の変化に応じて、当社にふさわしい仕組みを構築し、経営の透明性の確保、取締役会及び監査役(会)の機能の強化等を図ってまいります。

(適時開示体制の概要)

当社は、当社グループ全ての役員・従業員がとるべき行動規範として東芝テックグループ行動基準を制定し、情報開示に関して「お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、経営方針、財務データ等の企業情報を、適時かつ適切に開示します」と定め、この周知徹底、実践にグループー体となって取り組んでおります。

そして、この行動基準とともに、「インサイダー取引防止規程」、「情報セキュリティ管理基本規程」、「関係会社管理規程」といった会社情報の管理及び適時開示に関連する社内規程を制定して、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に実施する体制を構築しております。

これらの行動基準及び関連規程に基づく当社の適時開示に係る体制等は、以下のとおりとなっております。

(1)決定・発生事実の適時開示体制について(参考資料2参照)

決定・発生事実については、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、所管部門が直ちに法務部に報告することとしております。法務部は、この報告を受けた後、適時開示の要否を判定するととして、適時開示を要する場合には、経営企画部及び関連部門と連携のうえ開示内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定等を経て、経営企画担当執行役員が情報取扱責任者、経営企画部が担当窓口となって当該情報を適時開示することとしております。

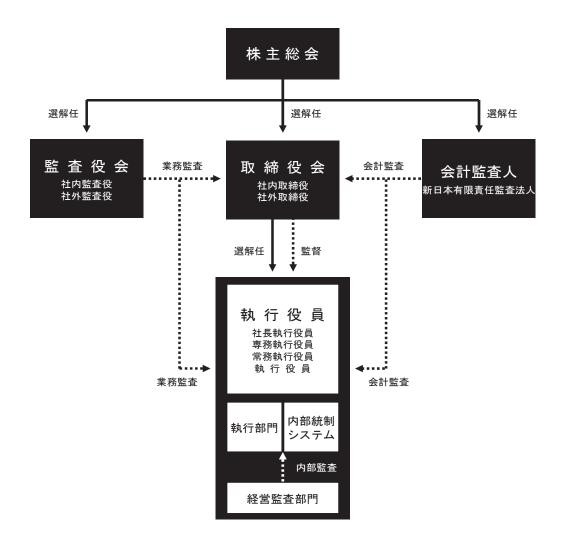
また、子会社に係る重要な決定・発生事実についても、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、子会社が直ちに当社に報告することを制度化し、適時開示を行うこととしております。

(2)決算情報の適時開示体制について(参考資料2参照)

決算、配当、業績予想等の決算情報については、財務部が中心となって関連情報(子会社に係るものを含む)の収集にあたり、適時開示情報となり得る可能性が生じた時点で、財務部、経営企画部及び法務部が連携して、適時開示の要否の判定や、開示内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定等を経て、経営企画担当執行役員が情報取扱責任者、経営企画部が担当窓口となって、当該情報の適時開示を実施することとしております。

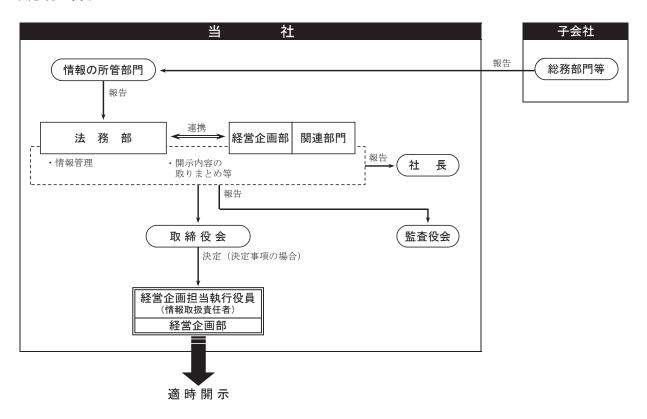
(3)適時開示情報の管理体制等について

適時開示情報の管理にあたっては、社内規程に基づき、法務部が該当情報の情報統制を行うこととし、該当情報に接する者を必要最小限に止めるとともに、これらの関係者からは機密保持及び当社株券等売買禁止の「誓約書」を取得するなど、該当情報の漏洩防止、インサイダー取引防止のための措置を講じております。また、インサイダー取引規制を含めたコンプライアンス教育を適宜行うなど、適時開示情報の取り扱いに充分配慮するよう、周知徹底に努めております。



【参考資料2:適時開示体制の概要についての模式図】

1. 決定・発生事実



2. 決算情報(配当、業績予想等を含む)

